

### 1. 利用料金設定の対象

本事業の対象施設の中で、多目的屋内施設、陸上競技場、テニスコート、相撲場、駐車場には利用料金制を導入する。その他の施設についての利用料金制の導入については、事業者の提案を踏まえ、市と協議のうえ、決定する。

### 2. 利用料金設定のイメージ

施設分類		既存の利用料金	本事業の利用料金
既存のままとする施設	陸上競技場	豊橋公園条例 において上限設定	据え置き
新設・再整備する施設	テニスコート	(硬式庭球場・ 軟式庭球場) 豊橋公園条例 において上限設定	事業者の提案を参考として、本市及び他都市の類似施設の料金水準等を踏まえて、本市が条例を制定又は改正し、事業者がその金額の範囲内で利用料金を定める
	相撲場	豊橋市武道館条例 において上限設定	
	駐車場	・本市による直営（無料） ・美術博物館駐車場使用に関する規則において使用料設定（有料）	
	多目的屋内施設	なし（武道場機能は 豊橋市武道館条例 において上限設定）	(興行等利用日) 事業者の提案に基づき市と協議したうえで、事業者が利用料金を定める

### 3. 多目的屋内施設の利用料金設定について

運営権設定施設である多目的屋内施設のメインアリーナ及びサブアリーナについては、営利を目的としない「一般利用日」と、営利を目的とする「興行等利用日」に区別し、それぞれに対する利用料金の設定について提案すること。一般利用の考え方については、「別紙 28 一般利用日等の取り扱い」を参照すること。